

# 住宅火災から命を守るために

空気が乾燥し、火災の起こりやすい季節です。火の取り扱いには、充分気を付けましょう。

命を守る  
7つの  
ポイント

### 3つの習慣

- ▼寝たばこは、絶対やめる。
- ▼ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ▼ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

### 4つの対策

- ▼逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- ▼寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、**防炎品**を使用する。
- ▼火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**等を設置する。
- ▼お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

**お休み前にもう一度、火の元の点検をしましょう**

平成27年秋季全国火災予防運動

11月9日(月) ~15日(日)

## 「無防備な心に火災がかくれんぼ」

(平成27年度全国統一防火標語)



設置していますか？

### 住宅用火災警報器

消防法で義務づけられています



消防法により、平成23年6月から全ての住宅に火災警報器の設置が義務づけられています。住宅火災による死者の6割は、逃げ遅れが原因で、時間帯は火災の発生に気づきにくい就寝時間帯に集中しています。

住宅用火災警報器(以下警報器)は、火災発生によって生じる煙や熱を早期に感知し、警報音や音声で知らせてくれます。あなたと大切な家族の命を火災から守るため、まだ設置されていない家庭は、早急に設置してください。

また設置されている家庭も、定められた全ての箇所に正しく設置できているか、もう一度確認をお願いします。

### 警報器の種類

大きく分類すると「煙式」と「熱式」の2種類があります。

#### 熱式



警報器の周辺温度が一定の温度に達すると、音や音声で、火災の発生を知らせます。

#### 煙式



煙が警報器に入ると音や音声で、火災の発生を知らせます。

### 設置場所

- 1 寝室(煙式)
  - 2 台所(煙式・熱式)
  - 3 階段(煙式) 寝室がある階(1階など容易に避難できる階は除きます) および寝室から2階以上離れた階の階段の踊り場の天井または壁に設置します。
  - 4 その他(煙式) 1つの階に7㎡(四畳半)以上の居室が5室以上ある場合、廊下に設置します。
- ※寝室と寝室のある階の階段部分に設置する警報器は、早期に火災を発見するために「煙式」のものに限定しています。

台所に設置する警報器については、調理中の煙や蒸気ですりやすくなる場合は、「熱式」を設置することができます。

設置してよかったです！

### 定期的に点検・手入れを

#### 最大10年目安に交換

**作動確認のしかた**  
正常なら以下のように鳴ります。

ピーピーピー 火事です ※  
ピーピーピー 火事です ※

ボタンを押しても(ひもを引いても)作動しないときは、以下のことが考えられます。

- ▶電池は、きちんとセットされているかご確認ください。
- ▶それでも鳴らない場合は、「電池切れ」が「機器本体の故障」ですので、取扱説明書をご覧ください。
- また、「電池切れ」や「機器本体の故障」の場合は、速やかに電池や機器本体の交換をお願いします。

※この警報音は代表例です。  
(出典) 一般社団法人 日本火災報知機工業会

いざという時に、警報器がきちんと作動するように日ごろから点検と手入れをしておきましょう。警報器にほこりが入ると火災の煙を感知しにくくなります。乾いた布などで、外の汚れを拭き取ってください。また、警報器は電池がなくなると、作動しなくなります。定期的に点検ボタンを押すなどして、作動確認をし、家族で警報音を聞いてみましょう。

警報器の本体も、センサーなどの寿命により、交換が必要になります。種類によって異なりますが、おおむね10年を目安に交換をおすすめします。

火災・救急統計		
消防本部 ☎981-4119		
平成27年1月~9月累計( )内9月分	去年同期累計	
火災出動	10件 (2件)	10件
火災以外の出動	143件 (21件)	163件
救急出動	2767件 (304件)	2682件
搬送人員	2601人 (286人)	2532人

◆問い合わせ 消防本部予防課(☎981-0304)